

社会福祉法人松本市児童養護協会 定 款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成されるために、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 児童養護施設の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人松本市児童養護協会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、松本市民生委員・児童委員協議会と密接に連携して、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、子育て世帯及び困窮する児童を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを提供する。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を長野県松本市大字島内字川原1666番地880に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任および解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任および解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、外部委員3名、監事1名、事務局員1名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦および解任の提案は理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営の細則は、別に定める評議員選任・解任委員会規則による。

4 選任候補者の推薦および解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任および不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし 外部委員2名以上が出席しかつ外部委員の2名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するまでとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対する報酬等については、別に定める役員等報酬及び費用弁償規程に定める。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画並びに予算及び決算の承認
- (5) 定款の変更並びに特定の規則・規程等の制定および改廃
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 評議員会には議長を置き、議長はその都度選任する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の開催を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事及び監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠の達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び評議員会において選出された評議員2名は、議事録に署名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第15条 この法人には次の役員を置く。
- (1) 理事 6名以上7名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事のうち1名は施設長とする。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で年2回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事はいつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事が第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務

を有する。

4 第16条第3項による理事の任期は、在職期間とする。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 重大な法令違反および、社会通念上この法人の役員として不適格と判断されたとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬等は、別に定める役員等報酬及び費用弁償規程に定める。

(職員)

第22条 この法人に職員を置く。

2 この法人の設置する施設の長ほかの重要な職員（以下「施設長等」という）は、理事会において選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理 事 会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選任および解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の議長は理事長が務める。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事1名は、前項議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 長野県松本市大字島内字川原1666番地880、1666番地880先所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 松本児童園寄宿舍 1棟 (1244.17平方メートル)
- (2) 長野県松本市大字島内字川原1666番地880所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建 松本児童園寄宿舍 1棟 (108.06平方メートル)
- (3) 長野県松本市大字島内字川原1666番地883、1666番地880、1666番地1420所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺2階建 松本児童園寄宿舍 1棟 (320.76平方メートル)
- (4) 長野県松本市大字島内字川原1666番地883、1666番地880、1666番地1420所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建 松本児童園教習所 1棟 (29.81平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、松本市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、松本市長の承認は必要としない。

2 独立行政法人医療福祉機構に対して基本財産を担保に供する場合。

3 独立行政法人医療福祉機構と協調融資（独立行政法人医療福祉機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、評議員会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については理事長が作成し、毎会計年度開始の前日までに理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

3 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業収支計算書)
 - (5) 前2号の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会に提示して、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿の報酬等の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の処置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解 散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を経て、児童福祉を行う社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を経て、松本市長の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を松本市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人松本市児童養護協会の掲示場に掲示するとともに、信濃毎日新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

					理事長	平 出 固
					理 事	武 藤 清 文
					理 事	武 井 国 武
					理 事	村 山 政 彦
					理 事	三 溝 伴治郎
					監 事	上 條 安 喜
					監 事	丸 山 柏 一
					監 事	平 林 孝 雄
2.	平成	元年	3月	3日	一部改正	
3.	平成	8年	6月	25日	一部改正	
4.	平成	10年	5月	13日	一部改正	
5.	平成	15年	3月	27日	一部改正	
6.	平成	16年	11月	26日	一部改正	
7.	平成	17年	3月	1日	一部改正	
8.	平成	17年	9月	12日	一部改正	
9.	平成	18年	3月	28日	一部改正	
10.	平成	18年	11月	30日	一部改正	
11.	平成	22年	4月	1日	一部改正	
12.	平成	22年	12月	10日	一部改正	
13.	平成	24年	3月	27日	一部改正	
14.	平成	25年	4月	1日	一部改正	
15.	平成	29年	4月	1日	一部改正	